

法人春日部

4月号

2019年(平成31年)4月10日発行

No.178



みやしろおひな祭り



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

税制改正アンケートにご協力ください
皆様のご回答を集約し、全国75万社の声として政府・
関係機関に要請活動を行います。
同封の用紙又はインターネットで5月7日(火)までに
ご回答をお願いします。

新春講演会

平成31年2月5日(火) 春日部市民文化会館・中会議室①

春日部法人会新年の恒例となっている新春講演会。従来の政治経済領域を離れて、日本の話芸である「講談」を取り上げました。講談は題材に注釈をつけて語る話芸で、従来は歴史的事件が中心でしたが、現在では、題材をわかりやすく解説し理解を深める点が再評価され、国際的事件や経営理論など歴史以外の題材を取り上げる試みがなされています。また、話芸の中では女性の進出が目覚ましい分野です。

講師は三代続いで講談師：一龍斎貞鏡氏。寄席、独演会、テレビ出演と売り出し中の若手女流講談師です。「講談に学ぶ人心掌握術」と題し、歴史上の出来事から学ぶ人生のノウハウを「ポポン、ポ、ポポン」という張り扇のリズムに乗せて、時に笑いを誘いながら語っていただきました。



平成31年賀詞交歓会

平成31年2月5日(火) 春日部市民文化会館・大会議室

「平成」最後となる「賀詞交歓会」を春日部税務署長をはじめ、日頃より、法人会を支えご指導いただいている各界の方々をお迎えして開催しました。

特設コーナーには、春日部税務署管内6つの蔵元の自慢の清酒も並び和やかな懇談の輪が広がりました。

春日部税務署年頭訪問

平成31年1月9日(水) 春日部税務署

法人会は、春日部税務署の協力団体です。毎年、署長講演や様々な研修の講師などをお願いしていますが、その他にも様々な事業にご出席いただきご指導いただいています。また、税をめぐる法人会の活動について懇談の機会もいただいています。今回は、租税教育や各支部の啓発活動について意見交換しました。



CONTENTS

新春講演会／賀詞交歓会／春日部税務署年頭訪問	2
税制セミナー／税制改正アンケート	3
平成31年度政府税制改正の大綱の概要	4~6
第4回税に関する絵はがきコンクール 入選者・作品	7~9
中学生の税についての作文 法人会支部長賞	10~11
女性部会芸術鑑賞会／青年部会公開セミナー／租税教室に講師派遣	12
決算期別説明会／実務セミナー／県税からのお知らせ	13

税務署だより	14~17
支部だより	18~19
支部自慢～白岡支部～	20
想うがまま 春日部支部／栗橋支部	21
会員の皆様へ／新入会員ご紹介	22
厚生だより	23
会費・負担金納入／新年度事業のお知らせ	24

平成31年税制セミナー

平成31年2月13日(水) 午後1時～
ハイアットリージェンシー東京

公益財団法人全国法人会総連合が主催する「平成31年税制セミナー」が開催され、弓木税制委員長など税制委員が参加し、平成31年度税制改正のポイントや財政再建の課題などについて学びました。

国税関係の柱は、【①消費税の引上げに際し需要変動の平準化に向けて、自動車と住宅に対する税制上の支援策等を講ずる。②デフレ脱却・経済再生を確実なものとするため、イノベーションを促進するための研究開発税制の見直しや地方創生に資する措置を講ずる。③経済活動の国際化・多様化を踏まえた国際課税の見直しや納税環境整備等を行う。】でした。

第1講座の資料は、次項以降に掲載しました。また、改正の概要は当会広報誌「法人春日部179号(7月発行予定)」に同封します。



第1講座

「平成31年度 税制改正について」

講師
財務省大臣官房審議官
小野平八郎氏



第2講座

「日本の財政再建と 税制改革について」

講師
中央大学大学院法務研究科
特任教授 森信茂樹氏



2020年税制改正提言に向けたアンケートを行っています

法人会では、企業に役立つ「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。公平公正な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

税制改正アンケートにご協力をお願いします

皆様の貴重なご意見が国の税制改正に反映されます ※アンケート用紙を同封しています

全国法人会総連合では、全国の法人会の税制委員を対象に税制改正に関するアンケートを実施しています。埼玉県法人会連合会では、これに加えてすべての会員を対象としたアンケートを独自に実施しています。

会員の皆様が税制について日頃お考えになられているご意見を反映させる機会です。ぜひアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

1. アンケート用紙は、この広報誌に同封しています
2. 調査期間(締切) … 5月7日(火)
3. 送付先…埼玉県法人会連合会

※インターネットの場合、ホームページ
<http://www.saitamakenhoren.net/> (一般法人埼玉県法人会連合会) を検索して、表紙の「税制アンケートにご協力下さい」をクリックしてください。
※FAXの場合、FAX番号050-3156-0305へ、回答用紙は表紙をつけずにそのままご返信ください。



<表紙について>

みやしろおひな祭り

宮代らしいおひな祭りを……と、5人の女性が集まり「町内のものづくりに長けた沢山のひとたちと協力できないか?」と、1件ずつ声を掛け、皆さんの協力を得て開催したおひな祭りも、今年で4回目を迎え、雛飾り2/24・3/1、イベント3/2に、開催されました。押し付けではなく一緒に作り上げるひな祭り。今回は町内4つの商店会の協力を得て、雛人形や吊るし雛などを巡るマップも完成させました。近隣市町の問い合わせに、パンフレットを配布するほど口コミで広まったおひな祭り、「ゆくゆくは【宮代町の春を告げるイベント】として定着してくれたら嬉しい」と、立役者の押田さんは目標を語ってくれました。

平成31年度税制改正の概要（国税）

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化に向けて、自動車と住宅に対する税制上の支援策等を講ずる。また、デフレ脱却・経済再生を確実なものとするため、イノベーションを促進するための研究開発税制の見直しや、地方創生に資する措置等を講ずる。あわせて、経済活動の国際化・多様化等を踏まえた国際課税の見直しや納税環境整備等を行う。

<p>1. 消費税率の引上げに伴う対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策 ○ 住宅に係る措置 ○ 自動車に係る措置 ○ 軽減税率制度の実施 ○ 医療に係る措置 <p>2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ イノベーション促進のための研究開発税制の見直し ○ 個人事業者の事業承継に対する支援 ○ 中堅・中小企業による設備投資等の支援 ○ 地方創生の推進 ○ 頻発する災害への対応 	<p>3. 車体課税</p> <p>4. 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人所得課税のあり方 ○ 相続税・贈与税のあり方 ○ 連結納税制度の簡素化等 <p>5. 経済活動の国際化・電子化への対応と租税回避・脱税の効果的な抑制</p> <p>6. 円滑・適正な納税のための環境整備</p>
--	---

<p>1. 消費税率の引上げに伴う対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策 ○ 住宅に係る措置 ○ 自動車に係る措置 ○ 軽減税率制度の実施 ○ 医療に係る措置 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者へ周知し、柔軟に価格設定できる環境を整備。 ➢ 同時に、下請事業者が買ったたき等の転嫁拒否を受けることがないように、転嫁対策を推進。 ➢ 予算措置と併せて、消費税率引上げ後の購入にメリットが出るよう、住宅ローン控除を拡充。 ➢ 消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年⇒13年）。 ➢ 11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除。 <ul style="list-style-type: none"> ① 建物購入価格の2/3% ② 住宅ローン年末残高の1% ➢ 適用期間は2020年末まで。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費税率引上げ後に購入した新車から自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化。 ➢ また、自動車の取得時の負担感を緩和するため、消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。 ➢ Q&Aの追加、個別の相談対応など一層の周知徹底。レジ導入等への支援により事業者の準備を促進。 ➢ 財源確保について、歳入面においては、平成30年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、歳出面においては、総合算制度の見送りに加えて、平成31年度予算編成過程において、これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用について検討。 ➢ 仕入税額相当分の診療報酬による補てんについて、診療報酬の配点方法の精緻化により、医療機関種別のばらつきを是正。 ➢ 医師の勤務時間短縮や、地域医療体制の確保、高額医療機器の共同利用の推進など効率的な配置の促進といった観点から、医療用機器の特別償却制度の拡充・見直しを行う。
---	--

<p>2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ イノベーション促進のための研究開発税制の見直し ○ 個人事業者の事業承継に対する支援 ○ 中堅・中小企業による設備投資等の支援 ○ 地方創生の推進 ○ 頻発する災害への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、研究開発税制の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究^(注)等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。 <ul style="list-style-type: none"> (注) ①委託を受けて行う受託者の業務が試験研究に該当するもの、②委託者の試験研究が基礎研究・応用研究又は受託者の知的財産権等を利用するものであること、などを満たす委託研究 (※) 一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とする。 ② 総額型について、増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業^(注)の控除上限を法人税額の40%（現行：25%）に引き上げる。 <ul style="list-style-type: none"> (注) 設立後10年以内で当期において翌期繰越欠損金を有する法人（大法人の子会社等を除く。） ③ 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。 ➢ 新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価額の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予。相続時に加え、生前贈与時も適用可能とする。 ※ 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保。 ➢ 現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を実施。 ➢ 中小企業等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等。 ➢ 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に引き上げるなどの見直し。 ➢ 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設。 ➢ 地域未来投資促進税制の拡充等〔再掲〕 ➢ 所有者不明土地の公的利用や空き家の発生抑制を進め、地域の未利用不動産の有効活用を図る観点から、譲渡所得に係る特例措置を拡充。 ➢ 地域の特産品等の販売機会の増加、外国人旅行者の消費拡大を図る観点から、臨時的販売場での免税販売を認める措置を講ずる。 ➢ 中小企業における防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設〔再掲〕 ➢ 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率を6%（現行：5%）に引き上げる。
--	--

3. 車体課税	
➢ 自動車税の恒久減税 (減収額: ▲1,320億円程度)	消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、 自家用自動車(登録車) に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる(例: 660cc超1,000cc以下は▲4,500円/年の引下げ)。
	税制抜本改革法以来の累次の大綱において懸案事項とされてきた 車体課税の見直し については、 今般の措置をもって最終的な結論とする。
➢ 自動車重量税のエコカー減税の見直し (増収額: 270億円程度)	政策インセンティブ機能の強化の観点から、 1回目車検時の軽減割合等を見直す とともに、 2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。
➢ 地方税財源の補てん	自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分(800億円程度) について、異例の措置として、以下の措置により 全額国費で補てん。
	・ エコカー減税の見直し(前述)
	・ 自動車重量税の課税割合の段階的引上げ 現行407/1000⇒平年度(平成47(2035)年度)490/1000
	・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲 揮発油税率 48,600円/kl(現行)⇒48,300円/kl(平成46(2034)年度) ▲300円/kl 地方揮発油税率 5,200円/kl(現行)⇒5,500円/kl(平成46(2034)年度) +300円/kl
➢ 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。[再掲]	

4. 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討	
○ 個人所得課税のあり方	➢ 老後の生活等に備える資産形成について ① 企業年金、個人年金の 年金税制 ② 貯蓄・投資、保険等の 金融税制 が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方が多様化する中、 働き方の違いによって税制支援が異なる、各制度それぞれで限度額管理が行われている といった課題があり、諸制度のあり方について、諸外国の制度も参考に、 包括的な見直しを進める。
○ 相続税・贈与税のあり方	➢ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し ※ 教育資金については、 受贈者の所得要件設定や用途の見直し 等を行う一方、 30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、期限延長。 ※ 結婚・子育て資金については、 受贈者の所得要件設定 を行い、期限延長。 ➢ 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討 ※ 高齢化の進展に伴い、いわゆる「 老々相続 」が課題となる中、生前贈与を促進する観点から、 資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する 方向で検討を進める。 ※ こうした検討の進捗状況も踏まえ、 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の必要性 について、 次の期限到来時に改めて見直し を行う。 ➢ 民法(相続関係)の改正に伴う税制上の措置 ※ 平成30年7月に民法等一部改正法が公布され、相続に関する規律が見直されたことに伴い、新たに創設された 配偶者居住権や特別寄与料に対する課税等 について、 相続税等について所要の改正 を行う。
○ 連結納税制度の簡素化等	➢ 企業グループ経営の多様化、企業グループに関する税制の見直しなど連結納税制度を取り巻く状況が変化。 また、制度や計算が複雑で納税者の事務負担が大きいとの指摘。こうした観点から、 経営実態の把握を進め、制度の簡素化等に向けた検討に着手。

5. 経済活動の国際化・電子化への対応と租税回避・脱税の効果的な抑制	
➢ BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトを踏まえ、 企業実態にも配慮しつつ、海外への過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避 に対してより効果的に対応。	※ 過大支払利子税制: 利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、BEPSリスクに応じて利子の損金算入制限を強化。
	※ 移転価格税制: 独立企業間価格の算定方法として、予測キャッシュ・フロー等の割引現在価値を用いた方法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)を加えるとともに、一定の価値評価困難な無形資産の取引について実際の結果を勘案して当初の価格を再評価する仕組みを導入。
➢ 経済の電子化に伴う国際課税上の課題 について、グローバルかつ長期的に持続可能な解決策を2020年までにとりまとめるべく、 G20議長国として国際的な議論を主導。	

6. 円滑・適正な納税のための環境整備	
➢ 仮想通貨取引など、経済取引の多様化・国際化が進展 中、適正課税を確保するため、 利便性の高い納税環境を整備 するとともに、 高額・悪質な無申告者等の情報 について、 国税当局が仲介業者等に照会する仕組みを整備。	



参加53校
2,027名が参加



主催：公益社団法人春日部法人会 女性部会
後援：国税庁、春日部税務署管内租税教育推進協議会、管内教育委員会(春日部市・さいたま市・久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町・白岡市・杉戸町)

「税に関する絵はがきコンクール」は、次代を担う児童に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらうこと、その知識や感想を「絵はがき」に表現することで、税の理解をより深めることを目的に全国の法人会が取り組んでいる事業です。

春日部法人会では、平成27年度から募集を開始し、4回目となった今回は、53校2,027人の児童が参加しました。

専門審査員の元埼玉県美術教育連盟常任理事の梁洋子先生は、「この作品は“税”について学び、言葉や構

図を考えて構想を練り、誰かに何かを伝える手段である「はがき」に表現するという大変時間のかかる取り組みですが、どの作品も子どもらしい豊かな発想にあふれた素晴らしい作品でした」と感想を述べられました。

このコンクールが学校の租税教育と連携してより大きな成果に結びつくことを願っています。

入選作品は、本号や本会ホームページに掲載する他、春日部税務署にも掲示しています。

表彰式を行いました

2月23日(土)
ふれあいキューブ(春日部市)

税に関する絵はがきコンクールの表彰式が、鈴木春日部税務署長をはじめ、管内教育長様など多くのご来賓を迎え、盛大に挙行されました。

会場には過去3回を含めた入賞作品の展示があり、また、表彰状の授与に合わせて作品が大きな画面に投影されました。ご家族そろって、笑顔あふれる式となりました。



●優秀協力校は4校

応募数や入賞者などを勘案して選考する「優秀協力校表彰」に賞状・副賞が授与されました。

- 「春日部市立幸松小学校」
- 「蓮田市立蓮田中央小学校」
- 「白岡市立篠津小学校」
- 「白岡市立菁莪小学校」

第4回 絵はがきコンクール入賞者一覧

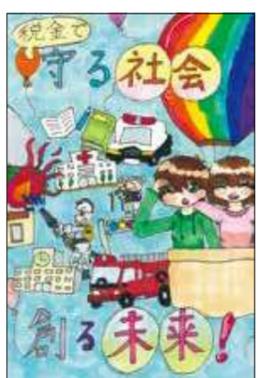
租税教育推進協議会会長賞	優秀賞
白岡市立菁莪小学校 針谷 月渚	春日部市立川辺小学校 佐々木莉愛
春日部税務署 署長賞	優久喜市立久喜小学校 佐久間心咲
久喜市立桜田小学校 恵 陽来	久喜市立栗橋南小学校 石井のぞみ
春日部法人会 会長賞	春日部市立内牧小学校 後藤 光汐
宮代町立東小学校 大美 和乃	幸手市立幸手小学校 増田こころ
春日部法人会 女性部長賞	審査員特別賞
春日部市立緑小学校 齋山 結衣	白岡市立白岡東小学校 宮永 星音
春日部市教育委員会教育長賞	蓮田市立黒浜北小学校 小川 和輝
春日部市立豊春小学校 三浦 祐悟	さいたま市立太田小学校 廣嶋 舞
さいたま市教育委員会教育長賞	蓮田市立蓮田北小学校 橋本 泉吹
さいたま市立太田小学校 岩崎 百花	佳作
久喜市教育委員会教育長賞	春日部市立南桜井小学校 野口優里奈
久喜市立東鷲宮小学校 水上 航輔	久喜市立鷲宮小学校 三船莉々夏
蓮田市教育委員会教育長賞	幸手市立行幸小学校 衣川奈菜子
蓮田市立黒浜北小学校 平田 千夏	白岡市立菁莪小学校 千葉 鈴
幸手市教育委員会教育長賞	白岡市立菁莪小学校 木原 春菜
幸手市立行幸小学校 榎本ヒカル	優秀協力校
宮代町教育委員会教育長賞	春日部市立幸松小学校
宮代町立百間小学校 小林 美結	蓮田市立蓮田中央小学校
白岡市教育委員会教育長賞	白岡市立篠津小学校
白岡市立篠津小学校 林 鳳太郎	白岡市立菁莪小学校
杉戸町教育委員会教育長賞	
杉戸町立杉戸第三小学校 八巻 友香	



第4回 平成30年度 **税にえ 絵はがきコンクール** に関する

公益社団法人 春日部法人会 女性部会

53校 2,027人から応募いただいた作品から選考された入賞作品を紹介します。
 なお、当会ホームページでも入賞作品及び作品集をご覧いただけます。



白岡市立善哉小学校
針谷 月渚さん



久喜市立桜田小学校
恵 陽来さん



宮代町立東小学校
大美 和乃さん



春日部市立緑小学校
香山 結衣さん



春日部市立豊春小学校
三浦 祐悟さん



さいたま市立太田小学校
岩崎 百花さん



久喜市立東鷺宮小学校
水上 航輔さん



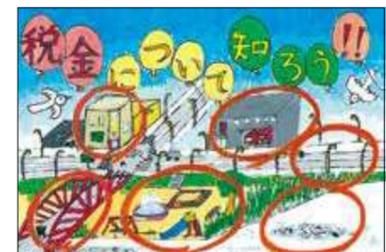
蓮田市立黒浜北小学校
平田 千夏さん



幸手市立行幸小学校
榎本 ヒカルさん



宮代町立百間小学校
小林 美結さん



白岡市立篠津小学校
林 鳳太郎さん



杉戸町立杉戸第三小学校
八巻 友香さん



春日部市立川辺小学校
佐々木 莉愛さん



久喜市立久喜小学校
佐久間 心咲さん



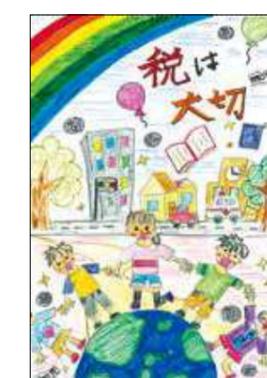
久喜市立栗橋南小学校
石井 のぞみさん



春日部市立内牧小学校
後藤 光汐さん



幸手市立幸手小学校
増田 ころこさん



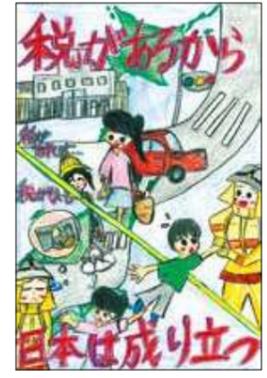
白岡市立白岡東小学校
宮永 星音さん



蓮田市立黒浜北小学校
小川 和輝さん



さいたま市立太田小学校
廣嶋 舞さん



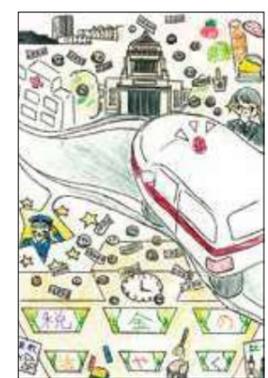
蓮田市立蓮田北小学校
橋本 泉吹さん



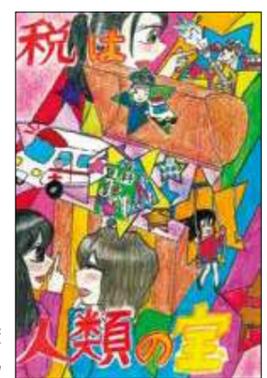
春日部市立南桜井小学校
野口 優里奈さん



久喜市立鷺宮小学校
三船 莉々夏さん



幸手市立行幸小学校
衣川 奈菜子さん



白岡市立善哉小学校
木原 春菜さん



白岡市立善哉小学校
千葉 鈴さん

平成30年度 中学生の「税についての作文」

「税についての作文」は、国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催する全国規模の事業です。春日部法人会では、中学生の時期に税について考えることは大変意義のあることと捉え、積極的に協力してきました。

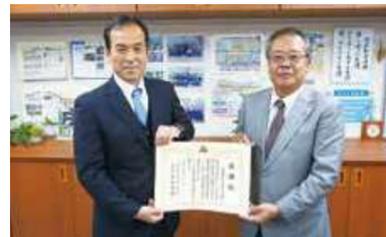
今年度は春日部税務署管内の中学校49校から6,387編の応募がありました。管内の受賞者は1月号でお知らせの通りです。今号では、募集に特に功績のあった

学校に贈られる「支部長賞」の贈呈の様子と優秀作品の一部をご紹介します。(学校名・学年は入賞時のものです)

【訂正】1月号でお知らせした入選作品中、埼玉県納税貯蓄組合連合会優秀賞を受賞した坂井朝光さんの学校名と学年に誤りがありました。正しくは「白岡市立南中学校 1年」です。関係各位にお詫び申し上げます。



11/15 久喜支部長賞
久喜市立久喜東中学校



11/19 庄和支部長賞
春日部市立江戸川中学校



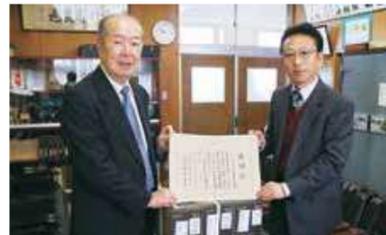
11/28 蓮田支部長賞
蓮田市立蓮田南中学校



12/3 杉戸支部長賞
杉戸町立杉戸中学校



12/7 岩槻支部長賞
さいたま市立桜山中学校



12/11 菖蒲支部長賞
久喜市立菖蒲南中学校



12/12 幸手支部長賞
幸手市立東中学校



12/18 宮代支部長賞
宮代町立須賀中学校



2/1 春日部支部長賞
春日部市立谷原中学校



2/6 鷲宮支部長賞
久喜市立鷲宮中学校



2/21 栗橋支部長賞
久喜市立栗橋東中学校



3/5 白岡支部長賞
白岡市立南中学校

埼玉県納税貯蓄組合連合会優秀賞

人の立場に立って考える

久喜市立鷲宮中学校 3年
大武 千起さん

少し前に、テレビで「ヒルドイド」という医療用保湿剤の処方制限について報道していました。「ヒルドイド」という言葉には聞き覚えがありました。親戚のお兄さんが重度のアトピー性皮膚炎で、ヒルドイドを毎日のように使っていると聞いていたからです。現在は、成人して社会人になっていますが、今でもヒルドイドは欠かせないのだそうです。アトピー性皮膚炎患者にとって、大切なヒルドイドですが、最近、美容目的で皮膚科を受診し、手にする人が増えているそうです。高額な化粧品を買うよりも、安くいいものが手に入るという意識からなのだと思います。ですが、医療費は、自己負担分以外は、保険料や税金で賄われています。さらに悪質なものになると「子ども医療費助成制度」を利用して、子供用にたくさん処方してもらい、無料で手に入れる人が後を絶たず、大きな問題になっていると報道されていました。

久喜市にも、子育て支援の一環として「子ども医療費助成制度」があります。久喜市に住み登録をしている中学3年生までの子供の医療費を、市が全額負担してくれる制度です。この制度も、皆が払っている税金で成り立っています。テレビの中では「主婦の節約」と言っている声もあり、僕は耳を疑いました。税金は、当然、美容目的の人達のためにあるわけではありません。このようなことは、決してしてはいけない行為です。

今、ヒルドイドを保険適用から外すかどうかの声があがっています。一部の人の軽率な行為で、このような議論がなされるのは、とても悲しいことです。こういったモラルの無さは、本当にその症状で困っている人、本当に薬を必要としている人を苦しめます。どうか、人の立場に立ってルールを守り、税金という形みんなの思いを無駄にしないでほしいと思います。

税金は、できれば払いたくないと思っている人がたくさんいるのではないのでしょうか。僕も、少し前まではそうでした。しかし、税金は、さまざまな分野で、僕たちの生活を支えています。公共施設の管理や整備、警察や消防や救急、教育費の負担など、数えあげたらきりがありません。当たり前のように生活の中であって、僕たちは感謝の気持ちを忘れがちです。僕たちの生活は、間違いなく税金によって支えられています。また反対に、税金を払うことによって誰かを支えることができると思うと、なんだか温かい気持ちになります。税金には、支え合いや思いやりの精神が宿っているような気がします。「子ども医療費助成制度」も、お金のことを気にせず、子供が安心して病院を受診できるように考えられた制度です。皆がルールを守って人のことを思いやり、気持ちよく恩恵を受けたいものです。僕も、税金や社会の仕組みをもっと学び、税をしっかりと支えていける大人になりたいと思っています。

埼玉県納税貯蓄組合連合会優秀賞

私たちの暮らしを守る税金

久喜市立久喜中学校 3年
高野 羅さん

西日本の広い範囲をもつすごい大雨が襲いました。降り続いた大量の雨で山の地盤はゆるみ、土砂や流木が建物を突き破ったり流れ込んだり、土砂災害が数多く発生し被害は拡大していきました。川は増水して氾濫し、人も家も車も押し流しました。2018年7月に発生した西日本豪雨は13府県で死者200人を超す大惨事となる異常事態でした。自然の猛威に耐えられるはずはなく、人間はあまりにも無力です。川の氾濫により町が冠水し自宅から避難する事もできず取り残され、屋根に登るなどして救助を待っていた方もいました。孤立状態となってしまった不安や焦りは私の想像以上だったと思います。壊滅的被害を受けた町の衝撃的な映像の中で自衛隊や消防、警察がヘリコプターやボートなどで日夜懸命の救出活動が続けていました。助け出された方々は安堵の表情で感謝の言葉を述べられていました。被害地域での情報収集・人命救助・土砂をかき出し行方不明の捜索・冠水により孤立した地域からの救助・がれきの処理・給食給水支援活動・入浴等の生活支援活動を実施し、深い爪痕を残した町の復旧のため尽力する姿は記憶に新しいはずですが。気温上昇による熱中症にも警戒しながら炎天下での作業を映像で見ても過酷な現場であり、被災された方も肉体的精神的疲労はピークであったと思います。

私達が安全で快適に暮らす日常の生活は税金によって成り

立っています。国民が負担する税金は実にたくさんのさまざまな公共事業に使われている事を知りました。自衛隊の派遣にも税金が使われているのです。陸上自衛隊は国内における地震・風水害・火山噴火・雪害などの自然災害や、火災・海難・航空機事故などの際の救助、山などでの遭難者救出などの「災害派遣」に携わり、国民の生命と財産を守る大切な役割を担っているのです。私達の生活は守られているのだ、と実感し安心しました。そして「復興予算」として災害からの復旧だけでなく防災対策も積極的に進められているのです。

税金って何のため？と聞いていましたが、国や地方公共団体が、私達が健康で安全な生活を送るために公共サービスを提供していてその費用を「税金」として皆で負担しているのです。今の日本人は生まれながらにして納税する事を義務付けられています。今までは目的もわからず、消費税などの税金を納める事さえ支出であり、マイナスのイメージでした。しかし国民の安全を守る活動の資金になっていたり、所得保障・医療保障・社会福祉など税金の使い道は幅広く、社会の基盤を支えていくものです。サービスを受ける以上は感謝の気持ちと共に、納税を皆がしっかりとする必要があると思うし、皆で支え合って日本の暮らしをより安心して豊かにしていかなければならないのだと思いました。

女性部会

芸術鑑賞会 劇団四季 CATSを鑑賞

平成31年2月7日(木)
キャッツ・シアター(大井町)

女性部会では、毎年、歌舞伎や演劇など優れた芸術作品の鑑賞会を実施しています。今年度は1年以上前から予定してようやく実現した劇団四季の「キャッツ」。

日本上演35周年という驚異的なロングランを続けるミュージカル。新しくなった専用シアターで、ミュージカルのイメージを超えた異次元(キャッツワールド)を体験しました。

撮影：堀勝志古



青年部会

公開セミナー 「未来を創る」上昇スパイラルセミナー!

平成31年2月16日(土) 午後2時30分～ はびすしらおか



青年部会が毎年開催している公開セミナー。今回は、西部ブロックの企画で、ライフロジックパートナーの西山雄一氏をお招きして、企業経営や生活に役立つ「法則」を学びました。

大手企業で実績を残し、その後家業を承継。伝説のマーケッターと呼ばれる神田昌典氏と共に歩む氏は、自らの失敗や成功体験を交えて「企業の成長・人生は螺旋状のサイクル」であるとし、過去を振り返ることにより、自分(会社)の未来を予測して行動することが大切と説きました。



小中学校の租税教室に講師を派遣

小中学校では、授業の一環として租税教育(国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割の理解を進める取り組み)が、小学校では主に6年生、中学校では3年生で行われています。

春日部税務署管内では、小学校の94.8%、中学校の24.6%が実施し、講師は税理士会春日部支部、春日部税務署、春日部県税事務所、市町税務担当職員の方々が派遣されています。

春日部法人会では、これまで支部事業として「親子マネー講座」など独自プログラムによる租税教育を行っていましたが、今年度より、学校の授業への講師派遣を開



始しました。写真は、蓮田市立中央小学校で指導する春日部支部青年部会の三輪さんです。毎年夏に講師養成講座が開催されますので、受講希望の方は事務局までお知らせください。

新設法人説明会

新たに会社を設立された社長さんを対象に、青色申告の利点、法人税の基本的な仕組み、税務処理の手続きなどを説明する新設法人説明会は、3月・9月の2回に

分けて開催されます。

該当する企業には税務署より案内のがきが届きますのでぜひご参加ください。

決算期別説明会

決算及び申告を間近に控えた法人を対象に、法人税及び消費税等の説明会「決算期別説明会」が年4回、それぞれ 久喜・春日部・岩槻の3会場で開催されています。講師は、関東信越税理士会春日部支部の税理士さん



と春日部税務署法人一部門の方々に、「税制改正の内容」「法人の決算と申告の実務」などについて説明します。説明会の

終了後は質問の時間もあります。該当する企業には税務署より案内のがきが届きますのでぜひご参加ください。どの会場に参加されても結構です。

期日	会場	担当税理士
1月24日(木)	春日部市民文化会館	吉田 剛先生
1月28日(月)	久喜総合文化会館	松田健太郎先生
1月29日(火)	岩槻城址公民館	成田 志織先生
4月23日(火)	春日部市民文化会館	須賀 昌則先生
4月24日(水)	岩槻本丸公民館	成田 志織先生
4月26日(金)	久喜総合文化会館	松田健太郎先生

※時間は 14:00~16:00です。

実務セミナー

「中小企業に有効な節税策と軽減税率導入に伴う実務ポイント」

平成31年2月19日(火) 午後2時～ 春日部商工会議所会館

実務セミナーは、会社経営に必要な様々なテーマを取り上げ、実践的な内容を学んでいます。

今回の講座は、木村税務会計事務所所長の木村聡子氏を講師に、中小企業に有効な節税策を中心に、10月に迫った消費税率引き上げに伴う実務についても学びました。

先生は、豊富な資料と具体例を提示しながら、日頃の注意点、顧問税理士と相談する際のポイントなどについてご指導いただきました。また、このテーマは、個人的な要素が多いことから、休憩時間や終了後には個別相談の時間も設けました。



【主な講座内容】

- I. 良い節税、悪い節税
 - (1) 「節税」2つのタイプ
 - (2) やってはいけない節税
やるべき節税とは?
- II. 経営の様々な場面における節税ポイント
 - (1) どの会社でもできる節税チェックリスト
 - (2) こんなものも認められる! 必要経費
 - (3) 社長個人の節税
- III. 消費税軽減税率導入に伴う実務ポイント

県税からのお知らせ これからはインターネットでカンタン申告!

埼玉県では、地方税の電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」がご利用いただけます。混み合う窓口へ申告に出かけることなく、オフィスや自宅に居ながらにして、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告ができます。

申告書の作成支援機能もあり、税務ソフトウェアとの連携も可能(eLTAX対応ソフトに限ります。)。簡単に申告書を作成することができ、税理士の署名のみでご利用になれます。

電子申告に引き続いて、申告データをもとに「納付情報」を発行できます。当該情報を使えば、金融機関のインターネットバンキング等から電子納税(ペイジー)することができます。納付書を作成して支払窓口に行く手間が省けるので大変便利です。

なお、2019年10月から「地方税共通納税システム」が稼働します。このシステムを利用すると、一度の手続で全ての地方公共団体に対して電子納税をすることができるようになり、一層便利になります。

また、法人県民税・事業税に関する申請書・届出書の一部については、eLTAXを利用して電子的に提出することができます。

ますます便利になったシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続きなど詳しくは、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

お問合せ

各県税事務所か県税務課
(TEL 048・830・2657 FAX 048・830・4737)

振替納付をご利用の方へ...

振替納付日について

平成30年分所得税等の確定申告の振替納付日は、左記のとおりです。

確実に振替納付ができるよう、**振替納付日の前日までに預貯金の残高確認**をお願いします

振替納付日	
所得税及び復興所得別所得税	平成31年4月22日(月)
消費税及び地方消費税	平成31年4月24日(水)

期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

法定納期限 $\left[\begin{array}{l} \text{平成30年分の所得税及び復興特別所得税} \cdots \text{平成31年3月15日(金)} \\ \text{個人事業者の消費税及び地方消費税} \cdots \cdots \text{平成31年4月1日(月)} \end{array} \right]$

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

なお、平成31年（2019年）中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2か月を経過する日まで.....年2.6%
- ② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後...年8.9%

具体的な延滞税の計算は、①又は②の期間ごとに下記のとおり計算しますが、国税庁ホームページにおいても、簡単に計算することができます。



<具体的な延滞税の計算のしかた>

① 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで

$$\frac{\text{納付すべき本税の額} \left[\begin{array}{l} 10,000\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \times \text{延滞税の割合} \left[\begin{array}{l} 2.6\% \end{array} \right] \times \text{期間(日数)} \left[\begin{array}{l} \text{〔注〕に掲げる} \\ \text{期間} \end{array} \right]}{365(\text{日})} = \text{①の金額} \left[\begin{array}{l} 1\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(注) 法定納期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日まで
 I 完納の日
 II 納期限の翌日から2か月を経過する日

② 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後

$$\frac{\text{納付すべき本税の額} \left[\begin{array}{l} 10,000\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \times \text{延滞税の割合} \left[\begin{array}{l} 8.9\% \end{array} \right] \times \text{期間(日数)} \left[\begin{array}{l} \text{〔注〕に掲げる} \\ \text{期間} \end{array} \right]}{365(\text{日})} = \text{②の金額} \left[\begin{array}{l} 1\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(注) 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日から完納の日まで

③ 延滞税の額

$$\text{①の金額} + \text{②の金額} = \text{延滞税の額} \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

※ 上記により計算した「延滞税の額」が1,000円未満である場合には、延滞税はかかりません。

国税庁からのお知らせ

申告書等用紙に代えて「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、平成32年（2020年）4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人^{※1}を対象として、申告書等用紙^{※2}の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ^{※3}」を送付することとしております。
 - (※1) 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
 - (※2) 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
 - (※3) 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしています。

- 対象税目・手続は？
法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出
- 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

～軽減税率制度説明会のご案内～

電子版新聞の購読も対象になるの？

軽減対象の食品ってどんなもの？

イートインスペースは？どうなるんだろう？

食品販売してないけど関係あるかしら？

出前の時ってどうすればいいの？

帳簿や請求書の書き方は？

あなたの疑問にお答えします!!

浦和税務署、大宮税務署及び春日部税務署では、関東信越国税局消費税課の担当官による消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。消費税率の引上げと、軽減税率制度が始まる平成31年（2019年）10月1日まではあと僅かしかありません!! 消費税の軽減税率制度の仕組みや準備のポイントを、消費税のプロから分かりやすく丁寧に説明しますので、事業者の皆様、この機会を逃さず、是非、説明会にお越しください!!!

開催日	開催時間	場所
5月9日（木）	10：00～11：00	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 2階講堂
	13：30～14：30	
	15：30～16：30	
5月10日（金）	10：00～11：00	さいたま新都心駅から徒歩5分 北与野駅から徒歩7分 与野駅から徒歩20分
	13：30～14：30	
	15：30～16：30	

(注) 開始時間の30分前に開場します。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

【説明会に関するお問い合わせ先：所轄税務署の法人課税第一部門・軽減税率説明会担当】

浦和税務署 (代表) 048-600-5400	・事前の予約は不要です。 ・左記の電話番号（代表電話）におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。
大宮税務署 (代表) 048-641-4945	
春日部税務署 (代表) 048-733-2111	

予約もいらないよ!

どの時間帯も同じ内容の説明を行いますので、ご都合の良い時間帯を選んでお越しください。

浦和税務署・大宮税務署・春日部税務署

※平成31年以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに四層を併記しております。

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

【これまで】

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (市)	0,000
XX XX	会議費 (商店、お茶代ほか)	0,000
XX XX	接待交際費 (車、仕出并代)	0,000
...
XX年合計		000,000

課税仕入れに係る支払対価の額	000,000
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

【軽減税率制度実施(2019年10月)後】

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (市)	0,000
XX XX	会議費 (商店、お茶代)	□,□□□
XX XX	会議費 (商店、文具代)	0,000
XX XX	接待交際費 (車、仕出并代)	□,□□□
...
XX年合計		000,000

※軽減税率対象品目
8%対象 ■■■■
10%対象 ●●●●

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■■	●●●●	000,000
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

(注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

栗橋・鷺宮支部



新春講演会
健康落語 立川らく朝師匠
H31年2月28日(木)



春日部支部

親子マネー講座
「ヒット商品開発研究所」
H31年2月23日(土)



税金教室
H31年2月23日(土)



保護者講座「物やお金を大切にする子に育てるために、
家庭でのお金の教育を始めませんか？」 H31年2月23日(土)

岩槻支部



健康増進
ボウリング大会
H30年12月6日(木)



新春懇談会
H31年1月25日(金)



岩槻支部杯グラウンド・ゴルフ大会 H31年2月16日(土)



ガーデニング教室 H31年3月8日(金)

久喜支部



ガーデニング教室
H30年12月13日(木)



親子マネー講座
H31年3月9日(土)

幸手支部

新春寄席
三遊亭楽生師匠
H31年1月29日(火)



蓮田支部



市民公開講演会 杉村太蔵氏
「お金にまつわるエトセトラ」
H30年12月9日(日)

青年部会税務研修会
H31年2月15日(金)



新春賀詞交歓会 H31年1月11日(金)



女性部会 公開講演会
「認知症サポーター養成講座」 H31年1月29日(火)

視察研修会 国会議事堂 H31年2月22日(金)



白岡支部

公開健康セミナー
転倒予防・感染症予防講習
H30年11月9日(金)



新春講演会 H31年1月15日(火)



賀詞交歓会
H31年1月15日(火)

栗橋支部

女性部会新春研修会 地域と連携した
こども子育て支援事業の今後の展望
H31年1月19日(土)



庄和・春日部支部

庄和・春日部合同新春祝賀会
H31年1月23日(水)



鷺宮・久喜支部

鷺宮・久喜合同
青年部会 成人式茶会
H31年1月14日(月・祝)



宮代・杉戸支部

宮代杉戸支部合同新年会
H31年2月8日(金)



支部自慢

白岡支部 SHIRAOKA

所管市町名	白岡市
人口	52,498人(2019.2.1現在)
世帯数	21,411世帯(2019.2.1現在)
支部長	井上堅一
所管法人数	598社(2018.6.30現在)
会員数	189社(2019.1.31現在)
加入率	31.6%

● 所管区域(白岡市)のこと

白岡は、埼玉県北東部に位置し、武蔵野の静かな面影を今に残す、緑と自然に恵まれた美しいまちです。JR宇都宮線の「白岡駅」「新白岡駅」の二つの駅を有しており、住宅都市として発展しています。

2009年には人口が5万人を突破し、2012年10月1日より市制が施行されました。

白岡市や周辺地域では梨の栽培が明治頃からおこなわれており、埼玉県内有数の生産量を誇っています。

みずみずしく甘い梨は「白岡美人」という愛称で親しまれ、7月下旬から11月にかけて収穫されます。

収穫の季節には「白岡味彩センター」や農家の畑に直売ののぼりがたくさん立ちます。

また白岡は「川のまち」でもあり、市内には29本の河川が流れ、そのうち7本が1級河川です。季節ごとの美しい川辺の風景には心が和みます。

豊かな水と緑の調和する美しい白岡市は東洋経済新報社が全国813市区を対象に調査した「住みよさランキング2014」において、埼玉県内第1位を獲得しています。



白岡支部長より
白岡市の「ふるさと納税」返礼品の中でも注目は「白岡美人(白岡産の梨)」です。たくさんの生産者の方から選ぶことができますので、自分好みの梨農家さんを見つけてみてください。

● 支部の主な活動

▶ 「白岡法人の集い」

白岡支部が主催する恒例行事です。地域貢献事業として、市のコミュニティセンターを会場に一般公開の税務研修をはじめ、「芸能の夕べ」という市内の文化団体の協力による歌や、踊りの公演会を毎年開催しています。

▶ 「白岡まつり」

「白岡まつり」毎年8月の第一土曜日に開催されている市民のまつりです。白岡支部は会場で税の啓発の資料の配布を実施するほか、毎年「陶芸の絵付け教室」を開催しています。絵を書いた茶碗やお皿は記念品として好評で、毎年参加して下さる方もいます。

▶ 青年部会

市内で開催されるイベントに積極的に参加して税の啓発資料の配布や法人会のPRを実施しています。

▶ 女性部会事業

女性部主管で毎年支部の会員研修を企画しています。会員研修は県外への視察研修と市内での講演会を毎年交互に一般公開事業として開催しています。



元荒川の桜



白岡市生涯学習センターこもれびの森



法人の集い「芸能の夕べ」



白岡まつり陶芸絵付け教室



地域イベントPR活動



公開健康セミナー

想うがまま

お金にまつわる話

春日部支部

株式会社 興文館
専務取締役 篠崎 年男



私が所属する春日部法人会春日部支部では、50歳以下のもう若くない若手を中心に、地域の子供達に向けてのマネー講座というのを開催している。子供達も「お金について」多方面の学びを得られ、どうやら好評なようで、主催している側としても嬉しい。

子供の頃、お金にまつわるショッキングな出来事として覚えているものがある。500円硬貨の登場だ。「紙のお金(紙幣)」というのはちょっと特別な感じがしていて、故に500円から上というのは子どもゴコロに「大切にしまきゃ」という感覚を持っていたと思う。その500円が「玉」になってしまったことに、なんともいえない「500円はダメなんだな」という感覚を持ったことを、今も覚えているのだ。

21世紀に入り新しい偽造防止加工と共に紙幣の肖像が変わったりしているが、新種の貨幣は2000年に登場した二千円札だけだ。市場に流通している二千円札の枚数はとっくの昔に発行を止めている五百円札の枚数よりも少ないらしい。個人的意見だが無駄なものを作ったものだ。

そして二千円札が出回りだした頃「むしろ千円玉作った方が良い」という悪態をついていたことを思い出す。10枚で一万円という価値を持つ硬貨がもし出回ったら…その時の日本はどんな感じなのだろう。現実的な意味で千円玉というものは現状の経済に沿っていないと思うが、千円玉や五万円札なんてものが登場しないで済んでいるのは、余程巧くハンドリングしているのかもしれないと、時折自分の中のお金にまつわる思い出と共に考えてみたりしている。

他愛のない話におつきあい戴き、ありがとうございます。

「印刷ならなんでも」
株式会社 興文館



住所：埼玉県春日部市粕壁1-9-50
電話：048-752-2102

出来ることの気付き

栗橋支部

フィールプラス
代表 幡谷 克



私は商業デザイン作成を勉強する専門学校卒業後、映像制作・印刷会社・デザイン会社などのサラリーマン生活を10年程過ごした後、2010年2月に創業しました。2019年の今年は気がつけば創業後10年を経過し、この10年の年月を振り返れば地球の自転の速さが変わったのかと思うほどのスピードで過ぎて行きました。それは当初自分が想像していた家業の幅を大きく上回り過ぎたからだと思います。

創業当初の自分はそれまでのサラリーマンであった考え方の枠に収まっており、新たな事への挑戦など皆無でした。創業者は失敗も恐れず様々な事に挑戦し続けることが必要だと思いますが、それまでの仕事以上への挑戦の場などに会わなければ、自分の新たな能力の発見など出来るはずもありませんでした。

しかし創業後、商工会への加入をきっかけに地域の町興し委員会や商工会青年部・青年会議所など地域団体へ積極的に加入し、その団体が行う様々な事業の企画・運営を行っていくことで交流関係や私見が広がり、思ってもみなかった自分が出来ることの幅に色々と気付くことができました。

様々な職種の方が所属している地域団体に加入したことは、団体が行う様々な事業を通じて、目的・対象者を明確にすることで企画の立て方、予算の組み方、設営・運営など事業の組み立て方を勉強すること出来ました。そしてその団体の中での人間関係や自分の立ち位置を見出すことが出来ました。それらの体験は家業にも反映することが出来、自分が仕事として出来るサービスの提供の再構築の気付きなどにも深く影響を及ぼすことになりました。

法人会という新たなステージに所属することになり、そのことで新たな出来ることの気付きを得ることが出来ると思っています。これからもどうぞよろしくお願い致します。

フィールプラス

住所：埼玉県久喜市栗橋東1-12-30
電話：0480-38-8833
URL：http://www.feel-plus.jp

住所・代表者等の変更がありましたらご連絡をお願いします

会員の皆様には、広報誌や税に関する資料を、年4回送付させていただいておりますが、住所の変更等で返送になる場合があります。社名・住所・代表者等の変更がございましたら、事務局までご連絡ください。

さいたま緑のトラスト基金

～ふるさと埼玉の緑を次世代に引き継ぐために～

私たちの郷土「埼玉」の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民の皆様からの寄附により、買取り保全するのが緑のトラスト運動です。

春日部法人会ではこの趣旨に賛同し、平成8年度より募金活動に協力しています。講演会やセミナー、各支部の地域イベントなどで呼び掛けた結果、平成29年度までの累計で400万円を超えています。この基金により保全されている保全地は県内に14か所ありますが、春日部税務署管内では、小川原家屋敷林（さいたま市岩槻区）、黒浜沼（蓮田市）、山崎山の雑木林（宮代町）となっています。なお、平成30年度の募金額は、432,102円となりました。引き続きご協力をお願いします。

法人会の基本的指針

法人会は
 よき経営者や役員を
 会員の積極的な自己啓蒙を
 納税意識の向上と
 企業経営および社会の
 健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ
 さいたま市企業家協会と社会（公益法人会）

～全国法人会総連合～

厚生日より

自社株の承継を考える

“事業承継対策で考えておかなければならないことは何でしょうか”という質問をよく受けます。一般的には「経営承継」としての「経営ノウハウの伝授」であったり、「経営理念の承継」が上げられます。経営者として必要な知識、人脈、リーダーシップや経営に対する想い、価値観、態度、信条など大切なことばかりです。

そんな中、優先順位をつけるとすれば第一番は自社株の承継を考えると良いでしょう。株価が相続税に影響しなければいいのですが、株価が高い状態での承継がありうるからです。

どんな会社を対象になるかと言いますと、過去には業績が良くて利益も出ていて、「いい会社」といわれたところ。例えば、高校を卒業した子供がその会社に就職が決まると、近所から、「お宅の子供さんいい会社に入って良かったねー」と言われるような会社。日本にはこういった会社が多く存在します、特に地方都市に多い。日本経済の礎を担った多くの中小企業はほぼ対象になるといいでしょう。

しかし、こういう会社、現在はどうかというと、マーケットが冷えてしまい、業績や利益は伸び悩み状態、将来的にみると、次世代の事業承継が困難と思われるような会社。そんな厳しい状況であるにも関わらず、過去の利益の蓄積で現在それなりの資産を持っていることから株高に繋がっているのです。今は良くなって将来が不安な会社であるにもかかわらずにです。

いざ株の移転をと考えると多額の資金がかかってしまい事業承継が思うように進まないのです。こういった株価をコントロールしながら移転を考えなければならぬ会社が、事業承継に悩みを抱えているといついでいでしょう。つまり、同族会社の事業承継は、自社株をいかにスムーズに後継者に引き継ぐかにかかっているのです。

確かに株価のコントロールなどは簡単にはできませんし、単年度で引き下げが出来るわけではありません。しかし、現在では事業承継税制改正による自社株の納税猶予制度や生命保険を活用した株価の引き下げ対策など、一層有利な事業承継対策が可能となりましたので、積極的に研究すべきでしょう。

「相続」が発生してから、「もっと早くに株を移転しておけば良かった」「もっと株価を下げれば良かった」など、その時に慌てないために事前に自社株対策を進めておくことが重要ではないでしょうか。

著者プロフィール：島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「A I U損害保険株式会社」「アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先 大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371
 A I G損害保険株式会社 関信越地域事業本部 埼玉支店 営業第二課……………電話 048-641-4050
 アメリカンファミリー生命保険会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861

A I G損害保険株式会社越谷支店は、4月1日より さいたま市大宮区大門町3-5-4 富士火災大宮ビル 4階 に移転しました。

新入会員ご紹介

(平成30年11月26日～平成31年2月28日新入会)

◎春日部支部	エスベック	春日部市南4-23-19	建設業	
	株式会社カワサキ物流	春日部市永沼831-1	産業廃棄物収集運搬業	
	本田町総合整骨院はり灸センター	春日部市本田町2-198ウイステリア青木101	柔道整復	
	橋元 誠	春日部市備後西4-5-23グレース山陽201	建設業	
◎岩槻支部	株式会社東武セラミック	春日部市西八木崎3-10-21	小売業	
	丸益不動産商事	さいたま市岩槻区本宿100	不動産業	
	株式会社テレスト	さいたま市岩槻区西町4-4-12	電気通信工事業	
	有限会社継電工事	さいたま市岩槻区横根1484-1	電気工事業	
	Creative株式会社	さいたま市岩槻区本宿222-2	レッカー業	
	株式会社DINOVAC	さいたま市岩槻区浮谷2290	製造業	
	エレガント株式会社	さいたま市岩槻区本町3-2-5ワッツ東館4F	飲食業	
	株式会社One Pro	さいたま市岩槻区城町2-11-14	電気設備製造	
	仲商運輸株式会社	さいたま市岩槻区南下新井814-3	運送業	
	コクサイ株式会社	さいたま市岩槻区高曽根732-1	スポーツ用品卸売	
	株式会社鷹銀	さいたま市岩槻区日の出町4-21	建設業（とび・土木工事）	
	田嶋鉄筋株式会社	さいたま市岩槻区本丸1-12-4	鉄筋業	
◎久喜支部	株式会社鎌倉商事	さいたま市見沼区大和田町1-1556-1	サービス業	
	株式会社アシスト	さいたま市中央区上落合1-9-4-739	マリンスポーツ	
	原口工務店	さいたま市岩槻区慈恩寺237-10	大工	
	株式会社マコト不動産	久喜市栗原3-2-9	不動産業	
	富倉物流株式会社	行田市小見570	運送業	
	合同会社冬和	久喜市吉羽2240-2	眼鏡等販売	
	シーシーコアファーマシー株式会社	文京区本郷1-5-7宝生ハイツ505	調剤薬局	
	ハートデンタルクリニック	さいたま市大宮区寿能町1-16-11	医療	
	有限会社カノウハウジング	久喜市久喜東5-8-44	不動産業	
	◎蓮田支部	株式会社二代目青五建設	蓮田市西新街4-66-5	建設業
	合同会社NEXT plus	蓮田市東1-1-14	不動産業	
	合同会社ふあみしーず	蓮田市東1-4-18	情報通信業	
株式会社エムアイジー	蓮田市馬込1-248	製造業		
株式会社ケイナスホーム	蓮田市見沼町15-2	リフォーム業		
◎幸手支部	アートビルダー株式会社	幸手市下吉羽1435-1	建設業・とび	
	株式会社カラーズ	幸手市中1-15-7小森谷ビル1F	塗装業	
	株式会社十字屋	猿島郡境町2185	サービス業	
◎栗橋支部	岩瀬建設	幸手市下川崎738-2	外構工事	
	株式会社ベストプラン	久喜市栗橋東2-4-11	保険代理業	
	うま楽し株式会社	久喜市緑1-11-13	小売業	
◎杉戸支部	フィールプラス	久喜市栗橋東1-12-30	デザイン業	
	合同会社エアフォーク	久喜市南栗橋1-2-2	新聞販売	
	Oasis+spa	杉戸町杉戸2-11-10	エステティック	
◎庄和支部	伏見屋石油株式会社	杉戸町清地2-8-7	燃料小売業、自動車整備販売業、レンタカー事業	
	有限会社二光	春日部市大倉24	製造業	

平成31年度 会費・負担金の納入について

平素より当会活動にご理解ご協力いただき御礼申し上げます。新年度を迎え、会費・負担金の納入時期となりました。今期は右記日程で手続きさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、当会では事務の合理化の為、自動振替を導入しています。この場合、会員の皆様には手数料の負担がありませんので、ぜひ手続き下さいますようお願いいたします。

青年部会負担金も、同様の手続きとなります。

【自動振替の方】

自動振替の手続きがお済の方の引き落としは、**新元号元年(2019年)6月5日(水)**です。

【振込の方】

別途送付いたします「会費納入依頼書(請求書)兼銀行振込用紙」又は郵便局備え付けの振込用紙でお振込みください。恐縮ですが振込手数料は会員様のご負担でお願いします。

【これから自動振替の手続きをする場合】

事務局(電話048-761-3551)までご連絡ください。折り返し必要な書類を送付します。

【女性部会負担金】 別途ご連絡します。

▶ 春日部法人会事業のお知らせ

実務セミナー

60歳以上の方が働きながら受け取る「在職老齢年金のしくみ」

2019年6月27日(木) 午後2時~4時
春日部商工会議所会館

高齢化社会の進展に従い、定年年齢の引き上げや高齢者の雇用等が現実的な問題として目の前に迫っています。そこで、日本年金機構から講師をお招きし、60歳以上の在職者の合理的な年金の受け取り方等、複雑な年金制度のしくみを学びます。60歳から65歳の退職予定者・経営者・事務担当者向。



「1日でわかる! 経理のすべて」 ~基礎から学ぶ経理入門セミナー~

2019年7月19日(金) 10時~16時
春日部商工会議所会館

経理や簿記の知識は、経理担当者だけではなく、全社員が心得ておくべきビジネスの常識です。基本的な知識はもちろん、実務の流れや日々のポイントまで学びます。新人の方、もう一度おさらいをしたいベテランの方、経営者・管理者として決算書の読み方が求められている方にも最適です。



総会記念講演会

「激動の2019年をどう生き抜くか」 ~中・ロ・朝鮮半島情勢と日米同盟~

外交ジャーナリスト・作家
手嶋 龍一氏

2019年5月24日(金)
午後2時~3時30分
春日部市民文化会館小ホール



青年部会公開講演会

これだけは言っておきたい! 世界の中の日本の現状 ~アメリカから見た日本の立ち位置~

ジャーナリスト
モーリー・ロバートソン氏

2019年7月6日(土)
午後2時~3時30分
久喜総合文化会館大ホール



⑨ 上記4つの事業のご案内を同封しています。

会員優先の申し込みとありますが、一般参加も受け付けます。お早めにお申し込みください。

定時総会

新元号元年(2019年)5月24日(金) 午後3時45分~
春日部市民文化会館 大会議室

会員の方には後日往復はがきでご案内します。